

愛知県地域防災計画の修正(案)要旨

■地域防災計画修正の根拠

都道府県地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第40条）。

また、地域防災計画の作成、修正は都道府県防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第14条）。

■主な修正事項

1	原子力災害対策計画の策定	p 1
2	愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の検討状況の参考追記	p 2
3	災害対策基本法の改正に伴う修正	p 2
4	指定地方公共機関に公益社団法人愛知県看護協会を追加したことに伴う修正等	p 7
5	帰宅困難者対策の見直しに伴う修正	p 8
6	津波予防対策の充実に伴う修正	p 11
7	愛知県災害医療調整本部等の設置に伴う修正	p 12

1 原子力災害対策計画の策定

本県は、県内に原子力発電所又は原子炉施設等は立地しておらず、県境から最も近い中部電力株式会社浜岡原子力発電所（静岡県御前崎市）まで約55kmの位置関係にある。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を起因とする東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散が広範囲に影響を及ぼした状況を踏まえ、従来から地域防災計画に記載のあった放射性同位元素取扱事業所における事故対策や核燃料物質の輸送中の事故対策に、新たに県外の原子力発電所等の異常時対策を追加することとした。

また、これにより、従来の「風水害・原子力等災害対策計画」から原子力災害に係る部分を分割し、新たに「原子力災害対策計画」を策定し、「風水害・原子力等災害対策計画」の名称を「風水害等災害対策計画」に修正する。

【原子力災害対策計画】

- ・資料4のとおり

【主な修正箇所】

- ・風水害・原子力等編第2編第3章第5節「放射性物質及び原子力災害予防対策」について、第5節のすべてを削除（※1）
- ・風水害・原子力等編第3編第19章「放射性物質及び原子力災害応急対策」について、第19章のすべてを削除（※2）

【新旧対照表】

風水害・原子力編 p9、31 など

(※1) 風水害・原子力等編第2編第3章第5節「放射性物質及び原子力災害予防対策」

現行（平成24年6月修正）	改 正 案
第5節 放射性物質及び原子力災害予防対策 (略)	(第5節すべて削除)

(※2) 風水害・原子力等編第3編第19章「放射性物質及び原子力災害応急対策」

現行（平成24年6月修正）	改 正 案
第19章 放射性物質及び原子力災害応急対策 (略)	(第19章すべて削除)

2 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の検討状況の参考追記

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査について、国の震度分布、液状化危険度及び浸水想定域を用いて、本県の基礎データを加味し算出した建物被害及び人的被害の本県全体の値を、参考資料として追加する。

【修正箇所】

<地震編のみ>

- ・第1編第3章「被害想定」において修正

【新旧対照表】

地震編 p1

地震編第1編第3章「被害想定」

現行（平成24年6月修正）	改 正 案
(追加)	第3節 (資料1別紙のとおり追加する。)

3 災害対策基本法の改正に伴う修正

平成24年6月に、東日本大震災から得られた教訓を生かし、いつ起こるかわからない災害に備えるため、大規模広域な災害時における対応の円滑化、迅速化等緊急に措置を要するものについて、災害対策基本法が改正されたことに伴い、必要な修正を行う。

【主な修正箇所】

<地震編>※風水害・原子力等編にも同様の記載あり

- ・第1編第1章第2節「計画の性格及び基本方針 (※1)」
- ・第2編第10章第2節「広域応援体制の整備 (※2)」
- ・第2編第11章第1節「防災訓練の実施 (※3)」
- ・第2編第11章第2節「防災のための意識啓発・広報 (※4)」

- ・第2編第11章第3節「防災のための教育（※5）」
- ・第3編第3章第2節「被害状況等の収集・伝達（※6）」
- ・第3編第4章第1節「応援協力（※7）」
- ・第3編第8章第4節「緊急輸送手段の確保（※8）」
- ・第3編第10章第1節「避難の勧告・指示（※9）」

【新旧対照表】

地震編 p1、10、11、12、14、15、20、21、22 など

風水害・原子力等編 p1、12、13、16、17、22、23、24 など

(※1) 地震編第1編第1章第2節「計画の性格及び基本方針」

風水害・原子力等編第1編第1章第2節「計画の性格及び基本方針」

現行（平成24年6月修正）	改正案
(追加)	<u>(2) この計画を効果的に推進するため、県及び市町村は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。</u>

(※2) 地震編第2編第10章第2節「広域応援体制の整備」

風水害・原子力等編第2編第10章第2節「広域応援体制の整備」

現行（平成24年6月修正）	改正案
<p>1 県(防災局)及び市町村における措置</p> <p>(4) 防災活動拠点の確保</p> <p>県及び市町村は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関と調整の上、確保に努めるものとする。</p>	<p>1 県(防災局)及び市町村における措置</p> <p>(4) <u>防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</u></p> <p>県及び市町村は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点<u>及び受援体制</u>について、関係機関と調整の上、<u>確保、整備</u>に努めるものとする。</p>

(※3) 地震編第2編第11章第1節「防災訓練の実施」

現行（平成24年6月修正）	改正案
<p>1 県（防災局、各部局）及び市町村等における措置</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた住民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。</p>	<p>1 県（防災局、各部局）及び市町村等における措置</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた住民等の協力、<u>連携</u>のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。</p>

<p>(略)</p> <p>ウ 地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報の伝達など、<u>東南海・南海地震</u>を想定した訓練を実施する。</p> <p>エ 災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加に努める。</p> <p>なお、市町村、各防災関係機関等がそれぞれに行う訓練についても、上記に準じた内容により行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>ウ 地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報の伝達など、<u>南海トラフ巨大地震等の大規模地震</u>を想定した訓練を実施する。</p> <p>エ 災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加<u>及び共同訓練の実施</u>に努める。</p> <p>なお、市町村、各防災関係機関等がそれぞれに行う訓練についても、上記に準じた内容により<u>関係機関相互に連携して</u>行うものとする。</p>
---	---

風水害・原子力等編第2編第11章第1節「防災訓練の実施」

現行（平成24年6月修正）	改 正 案
<p>1 県（防災局、各部局）及び市町村等における措置</p> <p>県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた住民等の協力のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 総合訓練</p> <p>上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。</p> <p>ウ 実施の方法</p> <p>県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地元住民・事業所等が一体となって、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。</p> <p>また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加に努める。</p>	<p>1 県（防災局、各部局）及び市町村等における措置</p> <p>県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた住民等の協力、<u>連携</u>のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 総合訓練</p> <p>上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同<u>又は連携</u>して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。</p> <p>ウ 実施の方法</p> <p>県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地元住民・事業所等が一体となって、<u>又は連携して</u>、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。</p> <p>また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加<u>及び共同訓練の実施</u>に努める。</p>

(※4) 地震編第2編第11章第2節「防災のための意識啓発・広報」

風水害・原子力等編第2編第11章第2節「防災のための意識啓発・広報」

現行（平成24年6月修正）	改 正 案
(追加)	(6) <u>過去の災害教訓の伝承</u>

	<p>県及び市町村は、<u>県民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</u></p> <p>また、<u>教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</u></p>
--	--

(※5) 地震編第2編第11章第3節「防災のための教育」

風水害・原子力等編第2編第11章第3節「防災のための教育」

現行（平成24年6月修正）	改正案
(追加)	<p>4 防災関係機関における措置</p> <p><u>防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。</u></p>

(※6) 地震編第3編第3章第2節「被害状況等の収集・伝達」

風水害・原子力等編第3編第3章第2節「被害状況等の収集・伝達」

現行（平成24年6月修正）	改正案
<p>9 被害状況の照会</p> <p>(2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。</p>	<p>9 被害状況の照会・共有</p> <p>(2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。</p>

(※7) 地震編第3編第4章第1節「応援協力」

風水害・原子力等編第3編第4章第1節「応援協力」

現行（平成24年6月修正）	改正案
<p>1 県(防災局)における措置</p> <p>(追加)</p>	<p>1 県(防災局)における措置</p> <p><u>(4) 国(内閣総理大臣)に対する応援要請（災害対策基本法第74条の2）</u></p> <p><u>県は、大規模災害が発生した場合で、「災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」では避難、救助等の対策が十分実施できない等、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し応援を要請する。</u></p>

4 指定地方公共機関に公益社団法人愛知県看護協会を追加したことに伴う修正等

平成25年1月15日付けで、新たに公益社団法人愛知県看護協会を指定地方公共機関に指定したことに伴い、愛知県看護協会の業務を追加する。

また、指定地方行政機関の中部地方環境事務所及び近畿中部防衛局東海防衛支局についても、新たに業務を追加する。

【主な修正箇所】

<地震編>※風水害・原子力等編にも同様の記載あり

- ・第1編第4章第2節「処理すべき事務又は業務の大綱」

【新旧対照表】

地震編 p2、4 など

風水害・原子力等編 p2～5 など

地震編第1編第4章第2節「処理すべき事務又は業務の大綱」

風水害・原子力等編第1編第2章第2節「処理すべき事務又は業務の大綱」

現行（平成24年6月修正）		改 正 案	
3 指定地方行政機関		3 指定地方行政機関	
機関名	内 容	機関名	内 容
(追加)	(追加)	中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。
(追加)	(追加)	近畿中部防衛局東海防衛支局	(1) 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。
6 指定地方公共機関		6 指定地方公共機関	
機関名	内 容	機関名	内 容
(追加)	(追加)	公益社団法人愛知県看護協会	看護活動に協力する。

	<p><u>が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。</u></p>
--	---

(※2) 地震編第3編第10章「避難者・帰宅困難者対策」

現行（平成24年6月修正）	改 正 案
<p>第4節 帰宅困難者対策</p> <p>1 県(防災局)及び市町村における措置 (追加)</p> <p>(1) 県及び市町村は、企業、放送事業者、防災関係機関等との<u>情報収集</u>により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。</p> <p>(2) 県及び市町村は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 事業所等における措置</p> <p>事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、<u>順次帰宅させるものとする。</u></p> <p>3 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、<u>避難場所の提供、</u></p>	<p>第4節 帰宅困難者対策</p> <p>1 県(防災局)及び市町村における措置</p> <p>(1) 県及び市町村は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「<u>むやみに移動を開始しない</u>」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、<u>滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</u></p> <p>(2) 県及び市町村は、企業、放送事業者、防災関係機関等との<u>連携</u>により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。</p> <p>(3) 県及び市町村は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な<u>広報</u>に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 事業所等における措置</p> <p>事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、<u>対策をとるものとする。</u></p> <p>3 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、<u>滞在場所の提供、</u></p>

<p>帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。 (略)</p>	<p>帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。 (略)</p>
---------------------------------------	---------------------------------------

風水害・原子力等編第3編第9章「避難者対策」

現行（平成24年6月修正）	改正案
<p>(追加)</p>	<p>第4節 帰宅困難者対策</p> <p>1 県(防災局)及び市町村における措置</p> <p>(1) <u>県及び市町村は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>県及び市町村は、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。</u></p> <p>(3) <u>県及び市町村は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。</u></p> <p>(4) <u>市町村は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。</u></p> <p>2 事業所等における措置</p> <p><u>事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</u></p> <p>3 支援体制の構築</p> <p><u>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</u></p> <p><u>また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを超えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、</u></p>

	<p><u>防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</u></p> <p>◆ <u>附属資料第 6 「愛知県基幹的徒歩帰宅支援ルートマップ」</u></p> <p>◆ <u>附属資料第 15 「愛知県帰宅困難者等支援対策実施要領」</u></p> <p>◆ <u>附属資料第 15 「災害時における徒歩帰宅者支援に関する確認書（県対日本郵政公社東海支社）」</u></p> <p>◆ <u>附属資料第 15 「災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書（県対コンビニ等）」</u></p>
--	---

6 津波予防対策の充実に伴う修正

津波による被害の軽減のため、津波予防対策を充実させるために必要な修正を行う。

【修正箇所】

<地震編のみ>

- ・第2編第9章「津波予防対策」において修正

【新旧対照表】

地震編 p8～10

地震編第2編第9章「津波予防対策」

現行（平成24年6月修正）	改 正 案
<p>第2節 津波防災体制の充実</p> <p>1 県（防災局、関係部局）及び関係市町村における措置</p> <p>(1) 県及び関係市町村は、想定される津波等に対して、あらかじめ計画を策定する。</p> <p>(4) 消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定</p>	<p>第2節 津波防災体制の充実</p> <p>1 県（防災局、関係部局）及び関係市町村における措置</p> <p>(1) 県及び関係市町村は、想定される津波等に対して、あらかじめ計画等を策定する。</p> <p><u>また、県は、津波等からの一時避難方法及び市町村の区域を越えた広域避難を想定し、津波避難のあり方として、市町村が津波避難計画を策定する際の指針を作成する。</u></p> <p>(4) 消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行</p>

めるものとする。

2 関係市町村における措置

(4) 津波の避難計画の策定にあたっては、既往の最大津波、県が作成した東海地震、東南海地震による「津波浸水予測図」や、「市町村津波避難計画策定の手引き」等を基礎資料とする。

(5) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、県警察と十分調整を図るものとする。

3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置

興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

動ルール、退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

2 関係市町村における措置

(4) 津波の避難計画の策定にあたっては、最大クラスの津波及び比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波による「津波浸水予測図」や、「市町村津波避難計画策定の手引き」等を基礎資料とする。

(5) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置

興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、その管理する施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

7 愛知県災害医療調整本部等の設置に伴う修正

愛知県災害対策本部の下に、愛知県災害医療コーディネーターや県内の医療関係者が連携して、県内の医療及び公衆衛生活動に関する調整や他県等からの支援の調整を行う災害医療調整本部等を新たに設置することとしたことに伴い、必要な修正を行う。

【修正箇所】

<地震編>※風水害・原子力等編にも同様の記載あり

・第3編第7章「医療救護・防疫・保健衛生対策」において修正

【新旧対照表】

地震編 p 17～19

風水害・原子力等編 p 19～21

地震編第3編第7章「医療救護・防疫・保健衛生対策」

風水害・原子力等編第3編第6章「医療救護・防疫・保健衛生対策」

現行（平成24年6月修正）	改 正 案
<p>第1節 医療救護</p> <p>1 県（健康福祉部）における措置 （追加）</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 保健所長は、管轄地内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村に提供する。</p> <p>(6)～(9)（略）</p>	<p>第1節 医療救護</p> <p>1 県（健康福祉部）における措置</p> <p>(1) 県は、<u>県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う災害医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏ごとの医療に関する調整を行う地域災害医療対策会議を設置し、災害医療コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。</u></p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>(6) 保健所長は、管轄地内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村、<u>関係機関</u>と共有する。</p> <p>(7)～(10)（略）</p>